

令和7年度（2025年度）

北海道札幌丘珠高等学校

部活動に係る基本方針

北海道札幌丘珠高等学校

# 令和7年度（2025年度）

## 北海道札幌丘珠高等学校の部活動に係る活動方針

### 活動方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道札幌丘珠高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。  
また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

##### ア 体育系の部活動

- |              |          |              |
|--------------|----------|--------------|
| ・野球部         | ・サッカーチーム | ・陸上競技部       |
| ・男子バスケットボール部 |          | ・女子バスケットボール部 |
| ・男子バレー部      |          | ・女子バレー部      |
| ・男子ハンドボール部   |          | ・女子ハンドボール部   |
| ・男子バドミントン部   |          | ・女子バドミントン部   |
| ・ソフトテニス部     | ・テニス部    | ・剣道部         |

##### イ 文化系の部活動

- |          |      |          |        |
|----------|------|----------|--------|
| ・吹奏楽部    | ・美術部 | ・書道部     | ・茶華道部  |
| ・写真部     | ・理科部 | ・ボランティア部 | ・漫画研究部 |
| ・パソコン研究部 |      | ・放送局     |        |

## (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

### 【連絡先】

住 所 : 〒007-0881 札幌市東区北丘珠1条2丁目589-1

F A X : 011-782-8370

E-mail: sapporookadama-z1@hokkaido-c.ed.jp

担 当 : 教頭とし、不在の場合は副校长

## (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- 校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等とともに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配付するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

## 2 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定（下限）

- 学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。
- 長期休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。定期考查1週間前より終了までは原則として休養日とする（ただし、本校「部活動心得」3の(1)を除く）。

## (2) 活動時間の設定（上限）

1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

## (3) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

積雪のため屋外での活動が制限される野球部、サッカーチーム、陸上競技部、ソフトテニス部、テニス部についても、休養日及び活動時間は上記(1)及び(2)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。

- ・休養日は平日または休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉校日を設定とする場合は、その期間を休養日とすること。
- ・休養期間以外の活動時間が、平日では3時間を超えたり、休業日（学期中の週末を含む）は4時間を超えたり、1週間の活動時間が16時間を超えることがあったとしても、年間の平均活動時間で、平日が3時間程度、休業日（学期中の週末を含む）が4時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記(1)及び(2)の基準と異なる休業日や活動時間の設定が状態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

## (4) 方針策定・運用に当たっての留意事項

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。